

一五世紀中葉におけるルネ・ダンジューの 慣習法改正命令

佐藤 猛

はじめに

中世後期のフランスにおいては、王族を中心いくつかの諸侯家門が王国外を含む所領拡大を軸に支配権拡充を進めたことがここ数十年来明らかにされており、近年、日本ではブルゴーニュ公国に集中してきた関心は他の諸侯国にも広がりつつある^①。しかし、王国国制との関連においては、諸侯権の拡大を百年戦争下の王権弱体化に伴う混乱と考えることはなくなつたものの、王権への諸侯の依存や吸収といった従来の見方は根強い。王国国制に及ぼした諸侯権の意義を解明するには、諸侯国統治の展開を改めて王国政治や諸制度との相互関係において捉え直すとともに、後に諸侯国が王領編入を経て、王国の「地方」として再編されていくことも視野に入

れなければならぬ。

このような視点から、中世後期の諸侯国統治を考察する一論点として、慣習法 (coutume) の編纂という問題に注目することができる。口承で伝えられ、主に私法領域を規律してきた各地の慣習法^②に関して、一四五四年四月、国王シャルル七世 (位一四二二—六一一年) がモンティイレル^③トール王令においてその編纂を命じたことはよく知られ、それは百年戦争からの王権復興の出発点とみなされている^④。しかし、これと前後して、諸侯が自領の慣習法の編纂さらに改正を行つたことについては、措置自体は知られていながらも、当時の諸侯国統治や王国国制との関連で取り上げられることはほとんどない。

本稿は仏北西部のアンジュー公領を対象に、諸侯はいかな

る背景や目的の下、王権とどのような関係を持ちながら慣習法編纂を行ったのかを考察するものである。中世後期のアンジュー公領は、国王ジャン二世（位一三五〇～一六四年）が英の捕虜となった一三五六年、隣接するメーヌ伯領とともに、伯領として次男ルイ（位一三五六～一八四年）の親王領に設定されたことに始まる。一三六〇年一月、王が仮釈放され、身代わりにルイが英に渡ると、アンジューは公一同輩領に昇格（メーヌは以後も伯領）し、以来、歴代公はシチリア王（一三八三年～）、プロヴァンス伯（同八四年～）、バール公（一四二四年～）やロレーヌ公（同三一年～）のタイトルを集積した。このようなアンジュー公国の形成過程をふまえるならば、同公領はその在仏所領の本領といえる。しかし、仏北西部と東部に加え地中海沿岸にも分散した所領は常に至るところで君主不在となり、このことは公国の「国家性」^⑤如何をめぐる議論のなかで様々に評価されている。

アンジュー公国制度史の基本研究であり、中世における諸慣習法テキストを刊行したC・J・ポタン^⑥ポブレの研究（全八巻、一八七七～一八三三年刊）以来、同公が慣習法編纂の問題に関与し始めたのは一四世紀末であり、一四六三年のルネ・ダンジュー（一世、位一四三四～一四八〇年）下の改正事業が公領時代の最後とされる。それらにおいては、それまで私的に記録されてきた慣習法が諸侯主導下で見直され、その都度新

たなテキストが作成、承認された。その後、公領の王領編入後の一五〇八年、改正アンジュー慣習法が王によって承認され、翌年、パリ高等法院への登録を経て民法典前夜まで効力を有した。このように諸侯や王が慣習法編纂を主導することを通じて、それまで地元の利害関係者の合意を経て強制力を有した慣習法は、いまや君主が承認した成文テキストでなければ効力をもたないとする観念が生まれ、このことは君主立法権を格段に強化したといわれる。

このような展開を、王権と諸侯権の相互関係のなかに位置付けて考えるならば、アンジュー公による慣習法編纂がモンティレールトウル王令より前の、一四世紀末に始まったことが考察の手がかりのひとつとなる。多様な地域を包摂する王国とその一地域である同公領の安易な比較は慎まねばならないが、少なくともアンジューでは、諸侯が王権とは別個に慣習法編纂に着手し、独自の成果をあげていた。こうして地元で蓄積された独自の展開は、時代を追うごとに王権や他地域の動向といかなる関係をもったのか。また、慣習法を編纂するという施策は、常に王権という上位権力を意識しなければならぬ諸侯にとって、どのような意義をもったのか。

本稿では、一四五〇年代後半におけるルネ一世のアンジュー慣習法改正に焦点を絞り、その背景や目的を明らかにすることを課題として設定する。これを経て一四六三年一月

に公布された一六部構成・全四〇一条のテキストは、後に王領下へと継承され、長く効力を有した一五〇八年慣習法の母体となった。限定された課題ではあるものの、ルネによる在仏所領統治が王国レヴェルの動向とどのような関係をもちながら進められたかの説明は、中世後期フランスにおける諸侯国統治の一特質を示すこととなるだろう。

一 中世におけるアンジュー慣習法の編纂

まずは、一五世紀前半までのアンジュー慣習法編纂の動向を検討することで、ルネ治世にいたる公領内外の状況を明らかにしておく。

(1) 個別・私的編纂から公式編纂へ——一三・一四世紀

一二世紀における法学の再生や大学の発展以来、一握りとはいえず、文字を読み書きできる層が増えていくという一般的な理解を前にした時、慣習法の成文化もその発展の一帰結とみなされ、その背景や目的が正面から問われることは少ないのではないだろうか。

そもそも、個々の農村や都市、教会等がその権利防衛のために、特権状の形式で成文慣習法を獲得した段階を越えて、一地域と住民全体を対象とした慣習法の編纂が始まったのは

いつか。一二世紀後半以降のフランス王国では、王の裁判組織やそれを支えた学識法の影響の下、数はごく限られていたとはいえ王や都市の立法活動が始まるとともに、一三世紀後半には、記録集を備えるバリ高等法院が国王宮廷から専門分化した。こうしたなか、慣習法は主要な法源であることに変わりはないものの、唯一の法源ではなくなり、むしろ不文という形態に起因する不明瞭さが意識され始めた。

一方、アンジュー固有の事情に目をむけると、一三世紀中葉、この地はルイ九世（聖王、位一二二七〜七〇年）の弟シャルルの親王領に設定されている。シャルルが騎士叙任式を終え、現地の統治に入らんとしていた一二四六年五月、ルイは同地の貴族をオルレアンに召集し、未成年貴族の後見と封土の買戻に関する地元慣習を回答させ、これを一二五四年の「大王令」において成文化した。個別の慣行の成文化とはいえず、この出来事は地元貴族層に当地固有の慣習法を意識させる機会となった。こうした動きと前後して、アンジューという地域レヴェルでの慣習法の編纂が伯や王とは少し距離をおいた所で始まっていた。

当時、北仏の王領に関してはポー・マノワールの『ポーヴェジ慣習法書』等、一般に「慣習法書」(coutumier)と呼ばれる書物が作成されるなか、アンジューにおいてもこの種のテキストが伝わっている。最も有名なのは、一二七二〜七三

年頃の作成とされ「聖ルイ制定法」(Etablissement de Saint Louis)の名で知られるテキストである。これは名称からも分かる通り、王が公布したものと考えられてきたが、実際はアンジュー・メーヌの古い慣習法の集成であった。これらのテキストは、主に国王役人によって業務遂行や子弟の法学教育のために作成され、学識法からの影響や借用がみられるものの、私的名義のための効力はなく、研究史上は「私的編纂」(redaction privée)と分類される。これに対し、中世後期になると、王や諸侯が法廷等で効力を有する慣習法テキストの作成を命じるようになる。冒頭に述べた一四五四年四月のモンテイルレトール王令は、こうした「公式編纂」(redaction officielle)の画期とみなされてきた。

このなかで、アンジュー慣習法の公式編纂はモンテイルレトール王令発布の一世紀半前に始まっている。それは、アンジュー伯領が王領に回帰し(一三二八年)、ヴァロワ王朝下で再び親王領設定された後、二代目公のルイ二世(位一三八四―一四一七年)の治世であった。最初の試みは一三九一年、当時未成年であったルイ二世に代わって、母で摂政のマリ・ド・ブロワ(一四〇四年死去)の下で行われた手続法の変更とその成文化である。オリジナルテキストからの写しと考えられる国立文書館所蔵「アンジュー会計院記録集」版では、前書に続き、敗訴者の訴訟費用負担や被告呼出、証

拠や保証人の提出方法、告発の取扱等、民刑の手続に関する二七の条項が成文化されている。一四一一年には、ルイ二世がナポリ遠征やオルレアン公殺害に対するパリ政局の対応に忙殺されるなか、総代行官に任じられていた公妃ヨランド・ダラゴン(一四〇〇年ルイと結婚、同四二年死去)の下、大規模な編纂が行われた。結果、民事(貴族の封建的諸権利、相続方法、贈与等)、刑事(アンジュー公専決の四大事案等)、手続(裁判権の序列等)の諸領域において、一六部構成、三五〇条項からなるテキストが完成した。一六世紀後半に活躍したアンジュー慣習法四大註釈者の一人ルネ・シヨパンは、これを「初めて順番に配列され、整理されたアンジューとメーヌの慣習法」と評価している。

それでは、これらの編纂事業はいかにして成し遂げられたのか。特にアンジュー公権や王権はいかに関与したのか。これらに関しては、公の措置や命令を記す証書類は伝わっておらず、最終的に承認されたテキストの写本が伝わるのみである。公領外に目を向けても、一五世紀初頭においては王権主導の慣習法編纂は本格化していない。しかし、一三九一年及び一四一一年の慣習法テキストの冒頭には、短いながらも前書が置かれ、そこにアンジュー公の関与の一端を垣間見ることができ。すなわち、ルイ二世の措置や命令内容は分からないものの、最終的に慣習法の承認と公布という手続が取ら

れ、その場として当地の最上級法廷グラン・ジュール (Grands Jours) が開催された。より詳細な経緯を伝える一三九一年テキストによれば、「(手続の) 諸変更がこれまでの多くのグラン・ジュールにおいて、この度ジュールに出席する判事と弁護士の審議と評議によって助言、書き出された。変更について皆の面前で裁きとしてなされた朗読の後、出席者全員 of 助言が求められた」と述べられ、具体名はないものの、「聖職者、貴族」とともに「弁護士、代訴人」等の実務家の他、「ブルジョワ」にも助言が求められたことが分かる。かれらへの諮問後、再度「ジュールを開催する顧問会によって、そのすべてが投票、審議されたうえで」最終的な承認にいたった。このようなグラン・ジュールにおけるテキスト朗読による承認手続は、後の一四六三年の改正時においても取られている。以上を考え合わせると、一三九一年と一四一一年に開かれたグラン・ジュールとは個々の訴訟案件を扱う通常の裁判集会ではなく、慣習法の承認手続を含む、あるいはそれを主目的とした身分制集会であったということが出来る。

(2) ルネ・ダンジュールとシャルル七世王権——一五世紀前半

次に大きな動きがみられたのは一四五〇年代である。ルイ二世の次男ルネ一世の治世において、一四一一年慣習法が改正された。それはどのような状況と背景下でなされたのか。

一四二〇年代、トロワ条約を機に英・ブルゴーニュ同盟が北仏を占領し、その軍勢がアンジュー・メーヌ地方にも侵攻するなか、一四二四年六月一日、英・仏王位を兼ねるヘンリ六世によって、両地方が仏摂政ベッドフォード公に授与された。アンジュー公領ではロワール以北の公領北東部に英軍が駐留し、住民達は一四四四年のトゥール休戦協定にいたるまで、戦闘の自衛を買収するための貢納金に苦しんだ。この時期、同公領を実質的に統治したのはルイ二世公妃でルネの母ヨランド・ダラゴンである。ヨランドは自身の娘でルネの姉マリと後のシャルル七世との婚約(一四一三年二月)もあり、王太子時代のシャルルの宮廷において影響力を有し、その関与もあつて王国情勢がヴァロワ王家に有利になつてきた一四三四年、ルネがアンジュー公に即位している。ルネが公国君主として最初に手がけたのはナポリ征服のためのイタリア遠征であり、その間の在仏所領統治は母ヨランド、弟でメーヌ伯のシャルル三世、ボヴォー一族を中心とする側近達に委ねられた。その後、ルネが親王領を含めてフランス王国統治に従事したのは、ヨランドが死去した一四四二年以降である。その翌年、ルネは王に同行して外交活動を行いつつ、同六月にアンジェ会計院の長官職を設置する等、公領統治に本格的に携わっていった。こうした治世初期のルネの行動には、公国全体における在仏所領の位置付けが示されているともい

えよう。

一方、同時期の王国レヴェルでは、シャルル七世が軍政・財政改革を進め、百年戦争終結の翌一四五四年、司法改革の一環として慣習法編纂を命じている。これに対して、アンジュー公ルネは会計院、顧問会、グラン・ジュールという公領の主要統治機関への長官職設置を中心として統治改革を進めながら（それぞれ一四四二、五三、六七年）、王の少し後、一四五七年に慣習法の再編纂に着手した。二人の政策のあいだにはどのような関係があったのだろうか。王は前述したルネの姉マリとの婚約により、一四一四年頃からルネとともにヨランダの宮廷で育てられており、そのことが後の国王シャルル七世とアンジュー公ルネの政策の類似を促したといわれる⁽⁴¹⁾。こうした人的関係や措置の同時代性を考えるならば、ルネの慣習法改正命令の背景に王の司法改革を位置付け、J・F・ヴァイエがいうように、これを王国の統治改革の公領への「反映」と捉えることは妥当であろう⁽⁴²⁾。しかし、本稿においてはさらに進んで、慣習法編纂の目的や方法等において、いかなる異同や影響関係があるのかを明らかにする必要がある。

一四五四年四月のモンテイルレットウール王令において、慣習法の編纂命令は第一二五条（最終条項）に置かれている⁽⁴³⁾。フランス史上初めて、国王バイイ・セネシャル管区毎の

慣習法編纂を命じたこの措置は、実現までに相当の年月を要したことや私法中心というその内容等から、一七世紀以降の法典編纂と比較して不十分な点が多いと指摘される一方で、君主立法権の強化を促したとする見方もある⁽⁴⁴⁾。これら従来の評価に対して、新たな試みである慣習法編纂命令を特別視することなく、大部分が旧来の慣例の確認である他条項もふまへながら、王令を貫く国王裁判所の業務の効率化という目標を析出し、慣習法編纂命令はそうした効率化の手段のひとつであったとする見解も示されている⁽⁴⁵⁾。

これらの先行研究を念頭に王令前文にあたる「戦争と内戦」のあいだ、パリ高等法院の業務は放置され、停滞していたと述べられる⁽⁴⁶⁾。高等法院の再建（第一―四条項）以下、扱うべき案件の限定（五―八）、民・刑の判決執行や上訴の手続（九―三九）、高等法院役人の風紀取締（四五―一二四）等に関する諸条項は、未決訴訟の迅速で確実な裁きを実現するための措置とみなすことができる⁽⁴⁷⁾。そのうえで第一二五条では、訴訟処理の迅速さと確実性という王令全体の目標の下、次のように慣習法編纂の必要性が説かれている。訴訟当事者は高等法院において、「王国の国ぐにの多様性にしたがって多様な慣行、訴訟方式、慣習法」を主張し、（慣習法が周知でない場合には）その存在を証明すべきである⁽⁴⁸⁾。だが、「当事者らはいずれも同じ国において、相反する慣習

法を取り上げ、時にはそれらの慣習法がかれらの欲望によつて曲げられ、変化し、そこから余の民に多大な損害と不都合が生じている」として、訴訟の短縮による臣民の負担軽減と確実な裁きのために、国ぐにの慣習法の編纂命令が導かれて⁽⁵⁰⁾いる。それはいかにして実現されるのか。この点については、本王令が期待した成果をあげることができなかったため、一五世紀末以降に編纂方法がより具体化されたことが知られている⁽⁵¹⁾。ただ、本稿は一四五〇年代を対象とするため、本王令時点での手順を確認する。まずは、「各地の慣習法精通者、実務家、人々」によつてその地の「慣習法、慣行、訴訟手續方例が編纂、記録、承認される」と、それらは「書物に移され、記載される」。書物は王の下に送られ、「大顧問会ないしは高等法院⁽⁵²⁾によつて調べられ、点検」され、承認が得られれば王によつて公布される。国王裁判官は承認、公布された慣習法にしたがつて裁判を行い、すべての弁護士に対して、それ以外の論拠の主張が禁じられた⁽⁵³⁾。

もし本王令が文言通りに実現されたならば、国王立法権が新たな段階に入ることには確かである。各地伝来の慣習法(一四五四年時点ですでに諸侯主導の成文テキストを有した地域もあれば、それを持たない地域もあった)は以後、王の承認を経なければ強制力をもたないとされ、逆に王は以後、それまで口承で独自の発展を遂げてきた各地の慣習法に正当

性を付与する存在として屹立する。一方、慣習法の編纂とは確実な裁きと訴訟短縮の手段であり、それは訴訟に伴う当事者の負担を軽減すべきものとされた。ただし、「戦争と内戦」という背景叙述を想起するならば、こうした臣民寄りの態度は戦争からの復興途上にある王権が各地を再掌握するために用いたレトリックだと考えることも可能である。この点については、文言のみから判断することはできないものの、君主による慣習法の編纂及び承認という営為は君臣関係に様々な作用を及ぼしうるものといえよう。

二 ルネのアンジュー慣習法改正命令―目的と方法

一四五七年一〇月、アンジュー会計院に対して慣習法の改正作業を命じたルネは、約一年後にそのための委員会を設立し、一四六三年一月に改正テキストを承認した。これらに関しては、慣習法テキストの写本がいくつかのヴァージョンで伝わる他、諸措置を記した証書類が残されている。ただし、改正委員会の「議事録」が伝来せず、あるいは作成されていない可能性が高いことは、王領下での一五〇八年改正時と異なっている⁽⁵⁴⁾。以下では、「会計院宛書簡」と「改正委員会設立状」をモンティイレルトール王令とも比較しながら分析することを通じて、アンジュー公ルネによる慣習法改正の目的と方

法、王の施策との関連性を考察する。

(一) 慣習法の収集と確定

アンジュー慣習法改正に関するルネの活動が最初に史料に現れるのは、一四五七年一〇月一七日付のアンジェ会計院宛書簡(封緘書状)においてである。この初出に関してはポタン・ボブレをはじめ、現在でも参照されるルネの伝記を著したA・ルコワ・ド・ラ・マルシユ、近年ルネの親王領統治を考察したJ・M・マツツ等のあいだで一致している。本書簡はプロヴァンス伯領、マルセイユの西に位置したイルドゥマルテイグにて発せられ、約二か月後の同年一二月一六日に会計院がこれを受理した旨が、書簡の控えを記録する会計院の記録集に記されている。

ルネは一四五三年六月以来、本書簡の発給時を含む一四六一年いっぱいまで、ナポリ王国の再征服のため、たびたびプロヴァンスないしその周辺に滞在した。ルネ生誕六〇〇年記念論文集においてその伝記執筆を担当したA・ジラルドによれば、この時のプロヴァンス滞在はルネにアンジュー家領の分散状態を痛感させ、公国統治のための通信や移動の時間をいかに短縮するかという課題を突き付けた。決して成功したとはいえないものの、アンジューとプロヴァンスのセネシャルや書記局長職の統合、全家領の財務文書の点

検を行なう総顧問官 (general counsellor) の創設、親族を用いた代行官の多用等が試みられた。こうして極度に分散した家領統治の問題を背景に、ルネはプロヴァンス滞在中、アンジェ会計院とのあいだで頻繁に書簡を交換することで地元の情報を得て、行政命令を与えていた。ルネの活動を伝える基本史料である会計院の記録集には、こうした書簡の写しが多く記録されており、ここでは単一書簡内で複数の事柄が扱かわれることもあった。ここで取り上げる書簡においても、慣習法改正の問題はブルターニユ公によるシャントセ (Chantocé) の買戻から得られる収益の分配問題とともに扱われている。では、慣習法の再編纂の目的とは何だったのか。

本書簡には、措置の背景としてシャルル七世王権の動向が記されている。王は、アンジューに隣接する王領である「トゥレーヌ国及びその他の慣習法地域において、すべての弁護士を集めさせた。国ぐにのすべての慣習法を確定し、確かなものを一冊の書物にまとめるため」であり、それは「慣習法がしばしば相反しており、そのことが臣民への大いなる損害と侵害となつてゐる」からである。これを受けて、ルネは「汝ら(会計院)も知るごとく、慣習法地域であるアンジュー国に關してもそうすべきであると考え」、次の措置を命じた。「同じように、国のすべての弁護士と、もっとも経験を重ね慣習

法に精通した者達を集めさせ、存在しうるあらゆる困難を取り除くため、かれらの臨席下、余の国のすべての慣習法を確定し、確かなものを一冊の書物にまとめさせよ」。

ここで先例とされた王領トゥレーヌの慣習法については、シャルル七世の王令を受けてトゥレーヌの国王バイイ管区において編纂作業が進められ、一四六〇年三月一四日に成文化されている。しかし、その承認は次代ルイ一二期（位一四六一〜八三年）に持ち越された。同王は即位直後、西仏諸都市の特権を承認していくなかで、一四六二年二月付で都市トゥールに全二〇カ条からなる特権状を授与した。その第一九条によると、シャルル七世によって同地の慣習法編纂が命じられたが、しかし「書物が承認される前に」王が死去したため、同地では「承認が欠如しており、多くの人々が反発せんとしている」。「反発」とは、承認を怠る王への抵抗なのか、それとも依然承認されていない慣習法の内容への反対なのか分らないが、ルイ一世は先代の王令と同様の文言を用いながら、本慣習法を承認した。以上の展開を、アンジュー慣習法改正に関する動きと突き合わせてみると、ルネの会計院宛書簡は、トゥレーヌ慣習法編纂やシャルル七世死去より三〜四年前に発せられている。すなわち、トゥレーヌ慣習法の編纂に関する情報は、ルイ一世によるその承認のみならず書物作成より以前のかなり早い段階で、ルネの下に伝わっ

ていた。ルネがこの情報を得たのが、プロヴァンス滞在中なのかアンジューへの一時帰還中なのかは定かではない。しかし、トゥレーヌの状況が具体的な活動内容を伴ってルネなしその周辺へと伝わり、そのことがアンジュー慣習法改正の背景となったことは確かである。

一方、こうした王権の影響、特に矛盾する慣習法が臣民を困らせているという王とアンジュー公の共通認識を確認した時、会計院宛書簡の記述について、いくつかの疑問が浮かぶことも確かである。第一に、なぜ、作成された書物に関する承認手続、つまり書物に強制力を付与するための手続が記されていないのか。第二は、同地では一四一一年に慣習法編纂の実績があるにもかかわらず、これへの言及がないのはなぜか。言い換えると、改正命令を発するうえで、改正対象となるテキストを編纂した父公ルイ二世ではなく、なぜ現在の王の活動が引き合いに出されているのか。この点は第一の疑問とも関わり、地元での公式編纂の実績とその経緯は暗黙の了解事項であり、ゆえに書物作成後の承認手続も自明のものと考えられたのか。これらの疑問は、以後も改正慣習法の承認まで残っていくのだが、わざわざ王権の活動が記されていることは、在仏所領におけるアンジュー公の措置を正当化するうえで、王という権威が最大の後ろ盾ないし正当性の源泉とみなされていたことを推測させる。

では、プロヴァンスから命を受けた会計院は、どのような行動を取ったのか。アンジエ会計院はその「記録集」を残す等、公領において最も恒常的な活動を示した統治機関だったとはいえ、司法専門の機関ではなく、書簡は書物作成のための専門家の召集以外の措置を命じていない。これについて、会計院が行動を起こしたのは書簡受理から四か月後（書簡発送から半年後）の一四五八年三月八日である。その内容は会計院記録集における書簡控えに続く受理日の記載後に、会計院の加筆部分として記されている。その日、会計院の命を受けた二名の人物が「アンジエ国の慣習法に言及する条項に写しを付すため、会計院に登記されている書類の原本を、アンジエの巡回裁判集を開催するアンジエ裁判官のジャン・ブルレ殿の下に運んだ」。

巡回裁判集会（*assises*）とはアンジエ公の委任裁判権を行使する法廷であり、公領最上級法廷であるグラン・ジュールの下位法廷である。それはアンジエの他、ルマン、ソール、ボジエの四か所を年四回にわたり巡回した。グラン・ジュールは通常開催の場合、パリ高等法院の出張法廷として開かれたのに対して、巡回裁判集会を主宰する「通常裁判官」（*le juge ordinaire*）は公領司法役人のトップに位置付けられていた。引用にあるジャン・ブルレという人物が当時この任に就いており（一四五七年一月ないし二月〜同七三年

一月）、西法博士の学位を有し、一四六三年一月の慣習法承認の際、グラン・ジュールにおいてテキストの朗読を行ったことがその時の認可状から分かっている。また、前記加筆の日付である「三月八日」はこの年の春の巡回裁判がアンジエで始まって三日目にあたる。これらの点を考慮するならば、引用部分からは、ルネの命を受けた会計院が、会計院に登録されているある書類（*carte*）を、アンジエで巡回裁判を開催し始めた通常裁判官に運ばせたと解釈できる。

しかし、史料上の制約からそれ以上の詳細は分からない。次に検討する改正委員会の設立状や改正慣習法の認可状は各々の措置にいたる経過を記しているものの、この時のジャンが何を求められたのか、特に会計院に登記されていた「書類」とは一四一一年慣習法テキストを指すのか否かは分からない。しかし、彼が公領トップの司法役人であったこと、また、この時の会計院の措置がその記録集においてルネの書簡控への直後に記されていること等から、慣習法テキストの作成任務と深く関わる措置であったと考えて間違いない。ルコワ・ド・ラ・マルシュとマッツは詳細には踏み込んでいないものの、慣習法テキストの作成業務がジャンに委任されたと理解している。本稿もそのように理解しよう。こうして一四五七年一〇月一七日の会計院宛命令に関しては、不明瞭な点が残るものの、その命令内容は書簡送付から約半年後に公領トッ

プの司法役人に伝わったのである。

(2) 改正委員会の設置

会計院宛書簡から約一年後の一四五八年一〇月六日の日付で、ルネは再びプロヴァンス伯領のエクスから、後に会計院記録集において「アンジュー国慣習法を改正するための委員会」と見出しを付される開封書状を發した。会計院への命令にくわえて、なぜ改正委員会が設立されねばならず、どのような人々がこれを担ったのか。慣習法改正の方法に何かしらの変更があったのか。

① 改正委員会メンバー

まずは委員会のメンバーからみていこう。設立状は委員会メンバーになるべき者達に宛てて発せられている。「余の：顧問官達と待従、アンジュー国のセネシャル、アンジエ会計院の者達、アンジュー国の通常裁判官、ユーク・ペアン師、リュカ・ルフエール師、ピエール・オクテ師、ジャン・ドゥピネ師、ジャン・ピネル師…に挨拶と親愛の念を」⁽²⁹⁾。これらの人々の身分やキャリアを明らかにすることは、慣習法改正がどのような階層の者達によって担われたかを示し、そのことは本政策の性格を理解するうえで不可欠である。ただ本稿では紙幅の制限から、アンジュー公家のみならず王家にも仕えた彼

らの動向の詳細を論じる余裕はない。とはいえ、官職の内容や保持者の身分については、最低限明確にしておく必要がある。その際、一四五三年五月八日、ルネのフィレンツェ遠征に先立って行われた顧問会の再編が参考になる。ルネはこの時、アンジエでの週二回の顧問会開催を確認した上で、不在時の親王領統治を担う顧問官達を任命しており、そこから先の人物達をある程度確定することができる。

宛先冒頭に記された「顧問官達」とともに、「待従」以下にあげられている官職保持者達もまた顧問官であった（会計院については長官のみが顧問官に指名）。かれらは、一四世紀後半以来アンジュー公家に仕えてきたボヴォ一族によって主導された。まず、「待従」はプレシニィ卿ベルトラン・ド・ボヴォという人物である。彼はボヴォの分家当主（本家当主は後述）であり、一四五三年の顧問会再編以来、筆頭顧問官としてアンジエ顧問会を主宰する立場にあった。⁽³⁰⁾次に「アンジュー国のセネシャル」とは、一二〇四年に当地一帯が仏王領化されて以来の国王官職が、その後、親王領の下で伯ないし公の代官職として継承されてきた官職である。⁽³¹⁾一四世紀中葉、ヴァロワ家アンジュー公家の創設を機にそこから通常裁判官が分離しつつも、アンジュー・セネシャルは行政のトップであり続けた。改正委員会設立の約半年前、一四五八年四月四日、ボヴォ家本家の当主であるジャン（二世）・ド・ボヴォ

(在任)一四六九年)が任官した。この時の任命状によると前任者は彼の父ルイであり、ルイはアンジューとともにプロヴァンスのセネシャル職も兼ねていた。⁽⁸⁵⁾なお、委員会設立状には明記されていないが、顧問会再編の際に任命された顧問官には「アンジェ司教」と「尚書局長」も含まれた。⁽⁸⁷⁾慣習法改正当時、前述ベルトランの次男ジャンが両官職を兼任しており(在位一四四七〜六三年)、⁽⁸⁶⁾ボヴォー一族は顧問会と同時に慣習法改正委員会をも指導する立場にあった。ただ、慣習法テキストの作成という業務の性格を考えるならば、彼らの役割は実務の遂行というよりは、名目上のリーダーであったと見なすべきだろう。

こうした実務にあたるべきメンバーとして、委員会設立状は「アンジェ会計院の者達」、「アンジュー国の通常裁判官」、および五名の人物をあげている。会計院はパリ会計院に比べると小規模であり、一四三七年以来六名のスタッフで(会計官 *maîtres auditeurs* : 三、書記 *clers* : 一、執達吏 *huissier* : 一)、同四二年にはルネによって長官職が創設された。⁽⁸⁸⁾慣習法改正時の長官は二代目ギョーム・ゴ克蘭(在任一四五〇〜同六七年六月二日死去)で、彼は長官就任以前も会計官であり、さらにその前は公妃ヨランダの書記を務めた。⁽⁸⁹⁾通常裁判官はすでに触れたジャン・ブルレであり、そのルネ周辺での活動は多岐に渡った。慣習法改正の実務との関連では、本

節(一)で述べた諸点とともに、彼のキャリアが下級の司法役人から出発していることが重要だろう。⁽⁹¹⁾続いて人名をあげられている五名は、「通常裁判官」とともに司法業務に携わっていたと考えられるが、最後の「ジャン・ピネル師」以外のキャリアは現時点では不明である。ジャン・ピネルはジャン・ブルレ同様、ルネそしてルイ一世王の下で多彩な職務を遂行した。ここでは彼もまた法学の学位を有し、一四七三年にジャン・ブルレを継いで通常裁判官となったことを述べるにとどめる。⁽⁹²⁾会計院以下にあげられたこれらの人々は氏名表記から分かる通り平民出身であった。とりわけ、通常裁判官という職務、会計院からの業務委任、そして後に改正テキストの朗読を行った等の諸点を考えると、ジャン・ブルレが改正委員会の実務上のリーダーであったと考えて間違いないだろう。ルネはアンジュー在来の有力貴族を名目上のリーダーに据えつつも、法学の学位を有する者を中心に実務家を集め、改正委員会を組織したのであった。

② 委員会設立と慣習法改正の目的

それでは、会計院宛書簡での措置にくわえて、改正のための委員会が立ち上げられたのはなぜか。その主な理由は、改正業務がルネの期待通りに進まなかったことにある。前年の会計院宛書簡発送から委員会設立までの約一年間、ルネはプ

ロヴァンスとその周辺に滞在しており、アンジューには一度も立ち寄っていない⁹³。しかし、前述した会計院との書簡のやり取りから推測できるように、ルネと地元との情報交換は途絶えていなかった。設立状はそのあたりの事情をルネの感情を交えて記している。「(余は…)臣民から苦痛、抑圧、費用を取り除き、これらを和らげるため…、アンジュー国の顧問会の者達と官職保有者達にもろもろの慣習法を一冊の書物において明示、解説、確定するよう、かつて書き送り、命じた。国王陛下が慣習法によって治められている彼の国ぐにと領主領に關してそうさせたように。しかし、余が聞いたところによれば、その仕事はほとんど進んでいないという。余は大いに失望している⁹⁴」。業務の遅延に關する情報は口頭で伝わっていたようである。

この記述を会計院宛書簡と比べると、命令内容とともに王権の活動への言及は、トゥレーヌという具体名はないものの、ほぼ同様といえる。これに対して、設立状においては、慣習法の改正命令が会計院ではなく「顧問会」と「官職保有者」になされたこと記されている。顧問会再編に關して触れたように、会計院長官は顧問官を兼ねていたので、このような記述になったのか。それとも「書き送つ」たとは、会計院宛書簡とは別の文書の存在を示しているのか等、判然としない。ただ、慣習法の編纂という命令内容が在アンジューの役人達にま

で届いていたことは確かである。しかし、業務は捗らなかつた。その理由に關して、ルコワ・ド・ラ・マルシユやマッツは顧問官の怠惰をあげるが、業務の遅延は以後も問題となり続けた。ルネが一四六一年二月二日付でアンジュー・セネシャルに宛てた書簡からは、法廷での仕事を失うことを恐れた弁護士らが命令に抵抗したことが明らかになるのだが、この時点では遅れの理由は述べられていない。いずれにせよ、ルネの期待は裏切られ、遅れを取り戻すべく体制強化を迫られていたことが委員会設立を促したといえよう。

それでは、委員会設立にあたって慣習法改正の目的はどのように説明されたのか。先の引用箇所が続いて、「臣民から苦情…を取り除き」をより具体的に言い換えるかのように、訴訟当事者らが法廷において「慣習を明示させる⁹⁵」うえで被り、抱えている…膨大な出費と訴訟費用を回避するため⁹⁶として、慣習法を証明するまでの時間やこれに伴う費用を抑えるという目的が明らかにされる。ルネは慣習法の明示が「臣民の負担軽減となり、かれらのあいだの訴訟と事件を短縮する元となる」と考えた⁹⁷。会計院宛書簡では、王権がトゥレーヌ慣習法編纂に關して掲げた、慣習法の相互矛盾の解消という目的がそのままアンジューに受け継がれていた。これに対して、委員会設立は慣習証明等、法廷実務上の問題を臣民の立場から述べるかたちで慣習法改正の意義を導いており、その

内容は文言と合わせてモンテイ＝レ＝トゥール王令に接近しつつある。この接近は何を意味しているのだろうか。改正委員会の任務を検討しながら、この問題を考察したい。

③ 改正委員会の任務

改正委員会が設立されたとはいえ、慣習法を記した書物の作成という業務自体に大きな変更があったわけではない。委員会の任務は、書物作成のための作業が円滑に進むよう見守り、監視し、点検することであった。無論、ルネが業務遅延に失望していたことの帰結として、「いかなるものであれ、残されており、放置されている諸業務」の慎重な遂行が命じられた⁽⁸⁾。このことを前提として、委員会の具体的な任務を会計院宛書簡の措置内容と比較した場合、ふたつの点に注目することができる。

第一は、書物作成のうえで、委員会は「慣習法を解釈し、明示するにあたって、将来、曖昧さや食い違いがありえないように、なされるべきことを見守る」と命じられていることである⁽⁹⁾。ここでは、法廷において相対する当事者が同一事項に関して、異なったり矛盾したりする慣習を主張した場合、裁判官が当該慣習を知っていれば問題はないが、しかしそうでない時には訴訟が長引く、あるいは終結がみえないという状況が想定されたのであろう。こうした慣習法の食い違いや

矛盾という問題は、すでに王令とともに会計宛書簡において慣習法編纂命令の背景と位置付けられた問題であった⁽¹⁰⁾。このことから、慣習法の不明瞭に起因した訴訟遅延という問題は、一四五〇年代、少なくともアンジューと王権の双方において認識されていたことが分かる。双方において、認識の度合いや内容に多少の違いがあったと想像できるが、アンジューにおいては、すでに一四一一年、一六部構成、全三五〇条からなる慣習法テキストが編纂されていた⁽¹¹⁾。しかし、それから半世紀の時が流れ、新儀への対応とともに、条項は存在するものの社会の変化に対応できなくなり、当事者の主張が割れていた条項をどうするか等の問題が生じており、これらの問題が「曖昧さや食い違い」として認識されていたといえる。このことが、内戦と百年戦争が終結したルネ治世において、既存の慣習法テキストを見直していく背景となった。

第二は、改正委員会の設立にあたって、慣習法の承認手続が命じられたことである。「そして、これがなされることにより、(汝らは)もろもろの慣習法を一冊の書物に編纂し、これらを確定したうえで、これらを余の下に送る。それは、余がなされるべきことを見届け、知るとともに、諸慣習を認可し、さもなくば勅命するためである⁽¹²⁾」。このような承認手続が会計院宛書簡には記されていないことは前述通りである。委員会設立の段階にいたって、慣習法の収集から

書物作成そしてそれが強制力を発するまでの手続の流れが明示されたのである。一方、シャルル七世の措置と比較するならば、モンティール王令は地元で承認された慣習法テキストの審査機関として「大顧問会ないしは高等法院」と明記していたのに対して、ルネの措置がそうした機関に言及していないのはなぜか。おそらく、アンジューでは改正委員会が設置され、そのなかにルネの主な顧問官とともに通常裁判官が入っていたためであろう。すなわち、ルネの下に改正案が届く前段階において、そこに慣習法の「曖昧さや食い違い」がないかどうかの問題の他、アンジュー公権や公領、公国の利害に反するような条項がないか等のチェックがなされるものと考えられたのである。また、この時点では最上級法廷であるグラン・ジュールへの言及はないものの、ルネは一四六三年一月、改正テキストの承認と公布をグラン・ジュールにおいて行っており、その約半年前から公領内の有力者に召集を呼びかけていくこととなる。

このような改正委員会設立状の内容を、改めてモンティール王令と会計院宛書簡と比べつつ、これらを時系列に整理してみるならば、アンジュー公ルネが慣習法を新たに編纂するうえでの目的や手順が時を経るごとに具体化していることは明らかである。この過程において、アンジュー慣習法の改正作業は目的や方法において王権の構想と接近しつつ

つも、委員会設立という王令にはない独自性を示していく。それでは、会計院宛書簡から委員会設立までの一年間において、慣習法改正の方法がこのような変化を遂げたのはなぜか。王令はすでに会計院宛書簡の四年前に発せられているため、その影響が一年のあいだに突如として出たとは考えにくい。前述のように、ルネ自身はこの間、プロヴァンスとその周辺に滞在しながら、アンジェ会計院との書簡のやり取りを継続していた。慣習法関係では委員会設立の二か月後、一四五八年一月二日四日付の会計院からルネに宛てられた書簡から、幾片かの領地の買戻から得られる収益を書物作成の費用に充てるべきことが議論されていた形跡がある。「…定期金にして、おおよそ三〇〇リヴルの価値があるでしょう。我々は陛下に助言いたします。…お望みであれば、これらを顧問会の方達の支出と費用のために授与されんことを。陛下はかつて開封書状によつて、かれらに可能な限り陛下の国の封臣と臣民の善にとつて有益であり、必要である、アンジュー国の慣習法改正に従事するよう勅命されました」。ここでは、慣習法改正が臣民にとつて有益であるという認識が、会計院にも共有されていたことを確認できるが、この議論が改正事業の手順や方法に大きな影響を及ぼしたとは考えにくい。

むしろ、ふたつの文書における措置の具体性の違いは文書の形態の違いに由来しているのではないだろうか。会計院宛

書簡は封が閉じられた行政命令書として、文書の受け手・読み手としては第一に会計官が想定され、広く考えても、その命令を実行する通常裁判官等が書簡を手取る者として想定されていた。これに対し、改正委員会設立状が開封書状の形態で発せられたのは、宛先に指定された委員会メンバーはもちろん、文書を手に取りうるより広い階層の人々にも、その内容とともに業務の遅れという現実を知らしめようとする意図があったためと考えられる。それゆえ、その内容は会計院宛書簡に比べて、慣習法の確定から承認手続まで具体的に記されたのではないだろうか。このように考えるならば、会計院宛書簡において改正慣習法の承認手続が示されていないのは、ルネとその周辺がこれを考えていなかったからではない。少なくともルネと会計院のあいだでは、承認手続は自明のものと考えられていたと思われる。アンジューでは、一四一一年に慣習法編纂の実績があり、その承認にあたってグラン・ジュール開催という手続が取られたという過去は、ルネとアンジューに留まる公役人層の共通理解であったのだろう。そこに一四五〇年代、戦争終結のなかシャルル七世が統治改革の一環として司法改革を宣言し、その影響下でルネによってアンジュー慣習法の改正が命じられたのである。

おわりに

以上、一四五七年に始まったアンジュー慣習法改正の背景について、諸侯であるルネ一世による統治機関整備という従来の視点を超えて、王国と諸侯国の相互関係のなかで考察してきた。特に本稿では、ルネの立法権の問題には踏み込めなかったものの、百年戦争終結前後に進行した王国の統治改革の影響として、極度に分散するアンジュー公家領をいかに効率よく統治するかという問題に注目して考察を進めた。公国全体を統括する制度が整備される一方で、フランスの本領に關しては、ルネとその側近が不在であつても、訴訟を提起・遂行する臣民の負担を軽減し、正義が実現される訴訟時間を短縮するための基盤として、慣習法の再編纂が命じられたのである。

このなかで、アンジュー慣習法改正委員会の設置にいたるルネの措置には、王権からの影響が随所にみられる。父公ルイ二世の事績よりも、シャルル七世の王令に基づくトゥレーヌ慣習法の編纂がルネの措置の動機と位置付けられ、慣習法の曖昧さを取り除き、臣民の負担を軽減するという目的が継承された。それでは、慣習法の改正に關しても、会計院など諸侯の統治機関についてこれまで指摘されてきたように、王国諸制度の導かないし模倣と捉えていいのだろうか。

本稿の考察から、そうとは言い切れないだろう。そもそもアンジュー公領では、王権に先立つ一四一一年に三五六条の慣習法が編纂・承認されている。この時の慣習法編纂については史料上の制約から詳しいことは分からないもの、おそらくはそこで採られた手順等が受け継がれ、そこに百年戦争終結後、モンテイルレルトウル王令の洗練された理念や目的が合流することで、その改正が命じられたと考えられる。そのなかで、慣習法改正に関わる委員会設置という方法は王令にはないアイデアであった。メンバールの詳細とともに、この方法が後に王権下で導入されるバリからの委員派遣方式とどう影響を及ぼしたのかは、諸侯国から王国への影響関係として考察されるべき重要な問題となろう。ルネの慣習法改正命令は、王権からの影響の下、また王権を後ろ盾に正当化されながらも、地元の伝統の上に独自の方法を含んでいたのであった。

こうして開始されたアンジュー慣習法の改正作業は、一四六〇年代に入ると様々な困難に直面していく。その状況は本稿における背景考察と同様に、王国レヴェルの動きとの相互連関のなかで解明されねばならない。一四六一年七月二二日、ルネの義兄シャルル七世が死去し、ルイ一世が即位して以来、各地のアンジュー家領に対する王権の介入が顕著となる。そのなかで、ルネは国王死去前後もプロヴァンス

に滞在し、これを長引かせることになるが、アンジューでは地元弁護士が改正作業に頑なに抵抗した。一四六三年一月の慣習法承認にいたるプロセスの解明が次の課題となる。

注

- (1) 証書等において、諸侯は公、伯、時に王等のタイトルの列挙によって表示され、フランス王のように、併合した領地が「王冠」に統合されるという観念はみられない。そのなかで、諸侯家領全体を示す学術用語として「領域諸侯領」「領邦」(以上 *principautés territoriales*)、「諸侯国家」(*Etats princiers*)等の概念が用いられてきたが、本稿では「諸侯国」を用いる。なぜなら「領邦」や「国家」は王権からの独立というイメージが伴う。一方で「王領」という用語が王の直轄領として定着していることを考えると、「諸侯領」は諸侯直轄領のみを意味することとなり、またアンジュー公領やメーヌ伯領等の個々の所領と家領全体の区別が曖昧となる。ひとりの君主が直接・間接に治める領地全体を示す用語として、「国」が最も中性的だと考えられる。

- (2) 上田耕造「ブルボン公とフランス国王―中世後期フランスにおける諸侯と王権」晃洋書房、二〇一四年・拙著「百年戦争期フランス国制史研究―王権・諸侯国・高等法院」北海道大学出版会、二〇一二年、「諸侯国家」概念については八―一五頁。近年、改めて注目されている英仏比

- 教・関係史の観点からの諸侯国への関心の整理とトピック」J. Ph. Genet, * The government of later medieval France and England : a plea for comparative history *, in Ch. Fletcher, J. Ph. Genet and J. Watts, *Government and Political Life in England and France, c. 1300-c. 1500*, Cambridge, 2015, p. 140, spécialement, p. 28.
- (3) 「慣習法」の定義は中世の法学者のもいだでも見解が分かれたが、そのあたり J. Gillissen, *La coutume* (Typologie des sources du moyen âge occidental, Fasc. 41), Brepols Turnhout-Belgium, 1982, p. 19-24 参照。
- (4) 中小の領主領土をヘルを対象とすることは、次の研究は本王令に始まる慣習法の公式編纂が王国の地理的・制度的再編の基軸となったと推定される。M. Grinberg, *Écrire les coutumes : Les droits seigneuriaux en France*, Paris, 2006, p. 64-65.
- (5) 以下、煩雑さを避けるため、一三六〇年以前の伯領時代を含めて論じる場合には「公領」と記すことがある。
- (6) この時の親王領設定文書は、仮釈放地のカレールで発給され、ルイの身代わりにも言及している。A. Lecocq de la Marche, *Le roi René, Sa vie, son administration, ses travaux artistiques et littéraires : d'après les documents inédits des archives de France et d'Italie*, 2 vols, t. 2, Paris, 1875, pièces justificatives, 2, p. 206 : * ... et que à toute nostre ordonnance il s'est de grant volenté exposé et offert à
- mettre son propre corps en hostages pour nous et pour nostre delivrance de prison, ... *.
- (7) 所領の拡大過程について J.-M. Matz et É. Verry [s. la dir.], *Le roi René dans tous ses États (1409-1480)*, Paris, 2009, p. 15-51.
- (8) 註(1)に述べたように従って、フランス王国内外を問わず公家の家領全体を示す時には「マンジニエー公国」としてこれを構成するマンジニエー公領やメーヌ伯領等、ひとつひとつの領地と区別する。
- (9) 同一期について J.-M. Matz, * Politique et géopolitique en Anjou au XIII^e siècle *, dans É. Vacquet [s. la dir.], *Saint Louis et l'Anjou*, Rennes, 2014, p. 24-38, spécialement, p. 37-38 ; マトロロ期について id., * Le duc en son apanage *, dans Matz et Verry, *Le roi René dans tous ses États*, p. 53-73 spécialement, p. 72-73 ; 本邦史料については J. Favier, *Le roi René*, Paris, 2008, p. 468 ; Girardot, * René d'Anjou *, p. 47-50.
- (10) C.-J. Beauteemps-Baupré, *Coutumes et institutions de l'Anjou & du Maine antérieures au XV^e siècle, Textes et documents avec notes et dissertations*. Première partie : Coutumes et styles, 4 vols, Paris-Angers, 1877-1883 (=BB 1) : id., *Coutumes et institutions de l'Anjou & du Maine antérieures au XV^e siècle*. Seconde partie : Recherche sur les juridictions de l'Anjou

& du Maine pendant la période féodale, 4 vols. Paris-Angers, 1877-1883 (=BB 2). BB 1収録のテキストに關しては、次の解説を参照。G. d'Espinay, « *Coutumes et institutions de l'Anjou et du Maine* par M. Beauteemps-Beaupré », *Mémoires de la société nationale d'Agriculture, Sciences et Arts d'Angers*, 1884, p. 1-31.

- (11) 一三世紀以來、アンジューとメーヌの慣習法はいくつかの例外を除いて一体のものと觀念されてきた。一四三四年アンジュー公ルイ三世の死後、弟ルネがアンジュー公領をはじめ主な家領を相続したのに対して、末弟シャルルがメーヌ伯領を相続して以來、兩地域の慣習法は分離し始めた。一五〇八年までの編纂史に「*l'Anjou écrit sa coutume où les seigneurs du Maine et de l'Anjou présentent leur coutume à Saint Louis* », *Archives d'Anjou. Mélanges d'histoire et d'archéologie angevines*, No 2, 1998, p. 39-50 参照。
- (12) *Ibid.*, p. 45-46.
- (13) 慣習法が強制力をもつための「合意」に關する諸學説については、Glissen, *La coutume*, p. 27-28.
- (14) 君主の権力の関連については、Grinberg, *Écrire les coutumes*, p. 63-67. またA. Rigaudière [et als. éd.], *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, Paris, 1994, 2 vols. t. 2, p. 135-138 は法制史概説でありながら、慣習法編纂が君主

立法権をいかに強化したかについて詳述する。

- (15) BB 1, t. 3, texte I « *Les coutumes des pais d'Anjou et du Maine (contenans seize parties)* », janvier 1463 » (p. 169-512) に基づいて、各部の見出しを示す。①「世俗領主の裁判権と領主領の明示」②「アンジュー公とメーヌ伯の先取権」③「封土の性格、収益、利益、後見の方法、家臣不在」④「罰金、主君に対する叛逆、家臣の封土喪失、利益、没収」⑤「家臣の封土喪失と主君の忠誠喪失の諸ケース」⑥「封土の分割と共有」⑦「貴族および非貴族の相続、貴族身分の夫、妻、子女の相続」⑧「相続人間での財産分割」⑨「婚姻継続中の夫と妻の取得物」⑩「結婚持参金及びその買戻の場合の補償」⑪「贈与と補償」⑫「買戻(相続分取戻)」⑬「取得時効と保有、いかなる場合に取得時効が成立、訴訟は中断するか」⑭「契約を前にしての財産放棄」⑮「抵当権」⑯「財産共有はいかなるケースで生じるか」。
- (16) 慣習法の規律対象の問題ほか、その編纂の一般的背景に關しては、Glissen, *La coutume*, p. 32-33, 56-57.
- (17) Pipon, « *Quand l'Anjou écrit sa coutume* ... », p. 39.
- (18) *Ibid.*, p. 40, 46; Matz, « *Le duc en son apanage* », p. 31 へ 同見解を参照。
- (19) 「慣習法書」出現の時代背景ほか概観を記した邦語文献として、ジャック・ル＝ゴフ／岡崎敦、森本英夫、堀田郷弘

- 訳「聖王ルイ」新評論、二〇〇一年、八六九〜八七〇頁。
- (20) この他、「アンジューの慣行と慣習法の集成」(*Complatio de usibus et consuetudinibus Andegavie*: 一二四六年以前)、「アンジューとメーヌの慣習法」(*Ce sont les coutumes d'Anjou et du Maine*: 一二九一年以前)、「註釈アンジュー・メーヌ慣習法」(*Coutumes gloses d'Anjou et du Maine*: 一三三八年)の写本が慣習法書として知られ、それぞれBB Iの Texte A, B, Cとして刊行。
- (21) 法的効力を含めて、後世の「公式編纂」や「法典編纂」と比しての「慣習法書」の性格に関しては、J.-L. Gazzaniga, *Redaction des coutumes et codification*, *Droits*, n° 26, 1997, p. 71-80, spécialement, p. 73.
- (22) フランスでは本王令を指標として一五世紀中葉以降とされる公式編纂であるが、個別には一三世紀以降、成文法地帯とされる南仏において都市慣習法が王の主導で成文化されてくる。図師宣忠「中世フランス王権による南仏支配と慣習法——「トゥールーズ慣習法」の承認をめぐって——」『洛北史学』第五号(二〇〇三年、五二〜七六頁、葦本将典「*Voluntas domini regis in suo regno facti ius*: 「トゥールーズ慣習法」に見るカペー朝南仏支配の実相——慣習法を媒介とする立法絶対主義の確立——」『法学政治学論究』第七三号、二〇〇七年六月、七七〜一〇七頁。
- (23) テキストはBB I, t. I, texte D1, p. 361-368収録。本テキストにはオリジナルからのコピーの他に二つのヴァージョンが伝わっている (*ibid.*, p. 359-361)。
- (24) 病弱だった国王シャルル六世の下、特にオルレアン公の殺害前後、シチリア王位を有するルイはナヴァール王とともに形式的には国王顧問会のトップの座を占め、同一三年一〇月にこれを主宰しつゝ (Lecoy de la Marche, *Le roi René ...*, t. I, p. 28)。
- (25) この頃のルイとブランソンの活動に関しては、*Ibid.*, t. I, p. 26-28.
- (26) テキストはBB I, t. I, texte E, p. 385-606収録。本テキストには三つの写本が伝来する (*ibid.*, t. I, p. 377-383)°。本編纂の背景や意義については、G. d'Espinay, *La coutume d'Anjou en 1411*, *Mémoires de la société nationale d'Agriculture, Sciences et Arts d'Angers*, 1885, p. 1-56 参照°。
- (27) **Consuetudines Andium et Cenomanorum primitus digestae in ordinem concinnataeque** (BB I, t. I, p. 382)°。
- (28) 本法廷の開催は国王シャルル五世(位一三六四〜一八〇年)によって承認され、アンジュー公の在仏所領全体からの上訴を管轄した。その創設文書は、パリ高等法院へのさらなる上訴を認めている。拙著「百年戦争期フランス国制史研究」二五二〜二五三頁。
- (29) BB I, t. I, p. 361 : *... lesquelles corrections ont esté avisées et escriptes à plusieurs Grans Jours précédens, et

- de présent par la délibération et conseil des juges et advocaz estans auxdiz Jours : après la lecture d'icelles corrections faite en jugement devant touz, et requis le conseil de touz les présens, ... ».
- (32) BB I, t. 1, p. 361-362 : « ..., comme prélatz et autres gens déglise, nobles, advocaz, procureurs, bourgeois et autres assistans auxdiz Jours, et après tout ce scrutiné et délibéré par le Conseil tenant les Jours ... ».
- (31) 詳細は別稿に譲るが、同年一月の改訂マントワ慣習法認可状を参照 (ibid., t. 3, p. 165-167)。
- (32) Lecoy de la Marche, *Le roi René* ..., t. 1, p. 39-40.
- (33) 戦國買戻金 (appatis) のことばに Matz, « Le duc en son apanage », p. 55 参照。
- (34) マントワ公領復旧策のことばに Lecoy de la Marche, *Le roi René* ..., t. 1, p. 39-41.
- (35) 婚姻締結にむけのマントワの行動のことばに ibid., t. 1, p. 29-30.
- (36) 一四三四年、遠征先のイタリアで死去した兄ルイ三世を継承したルネであったが、同三年のロレーヌ継承戦争の敗北以来、ブルゴニー公フィリップの下で捕虜生活を送っていた。ルネの治世初期の足跡については Matz, « Le duc en son apanage », p. 54 参照。
- (37) Lecoy de la Marche, *Le roi René* ..., t. 2, 'itinéraire', p. 440.
- (38) どの系に一族の頭領のことばに L. Bider, « La noblesse et les princes d'Anjou : La famille de Beauvau », dans N. Coulet et J.-M. Matz [réunis par], *La noblesse dans les territoires angevins à la fin du Moyen Âge* (Actes du colloque international organisé par l'Université d'Angers, Angers-Saumur, 2-3 juin 1998), École française de Rome, 2000, p. 471-497 (= « La famille de Beauvau ») を参照。
- (39) Favier, *Le roi René*, p. 476.
- (40) Lecoy de la Marche, *Le roi René* ..., t. 2, 'itinéraire', p. 446-447.
- (41) 幼少期のシヤルヌマンネのことばに Ibid., t. 1, p. 31-32.
- (42) 統治改革の同時期のことばに Favier, *Le roi René*, p. 467.
- (43) マントワ系にルイ M. de Bréquigny, de l'Académie Française & de celle des Inscriptions & Belles-Lettres, *Ordonnances des roys de France de la troisième race*, Paris, 1723-1849, 22 vols (= ORF), t. 14, p. 284-314 を使用。第二二五条項についてのみ、『西洋法制史料選：久保正幡先生遺曆記念』創文社、一九七八～八一年、第三卷・一「フランス国王の王令―慣習法の公式編纂を命じた―」三～三三頁も参考にした。
- (44) Gazzaniga, « Rédaction des coutumes et codification », p. 73 へ同頁註における近世のシヤリストの評価を参照。
- (45) 註(4)の諸研究の他、R. Filhol, « La rédaction des coutumes

en France aux XV^e et XVI^e siècles », dans *La rédaction des coutumes dans le passé et dans le présent*, Actes du Colloque organisé les 16 et 17 mai 1960 par le Centre d'histoire et d'Ethnologie juridiques sous la direction de J. Gilissen, Bruxelles, 1962, p. 63-85, spécialement, p. 67. 註「編纂會議の際、王権側からの条文の訂正や削除の要求があつたことを重視して、慣習法は公式編纂を通じて、王権の要請や介入とついでに在来の慣行や伝統に基づかない要素を含むものとして觀念を始めた」と指摘する。

- (46) F. Autrand, « Rétablir l'État : l'année 1454 au Parlement », dans *La Reconstruction après la Guerre de Cent ans*, Actes du 104^e congrès national des Sociétés savantes (Bordeaux, 1979), Paris, 1981, p. 7-23.

(47) ORF, t. 14, p. 285 : « ... les guerres et divisions ... & que du nombre des Gens qui d'ancienneté avoient accoustumé estre en nostre dicte Court de Parlement, en failloient plusieurs, & que la Cour des Requestes de nostre Palays, ... ayt esté par longtemps délaissée, & qu'on n'en a point usé, ... ».

(48) このような王令の基本姿勢を象徴する記述として、第一一五条項では、評定官による「あまりに余計な」とや不適切な冗長は、膨大な数の案件を負っている余の(高等法院)法廷においてとりわけ回避されるべきことであ

る」と指摘する(15頁)。 *Ibid.*, t. 14, p. 310 : « ... de trop grand superfluité ou longueur impertinente, laquelle doit estre singulièrement évitée en nostre dicte Court qui est chargée de grande multiplication de causes, ... ».

- (49) *Ibid.*, t. 14, p. 312-313 : « les parties ... proposent & allèguent plusieurs usages, stiles & coutumes, qui sont divers selon la diversité des pays de nostre royaume, & les leur convient prouver, ... ».

(50) *Ibid.*, t. 14, p. 313 : « que si les custumes, usages & stiles des pays de nostre dict royaume, estoient rédigez par escrit, les procez en seroient de trop plus briefz, & les parties subslevées de despens & mises, & aussi les Juges en jugeroient mieux & plus certainement : (car souventesfoys advient que les parties prennent custumes contraires en un mesme pays, & aucunesfoys les custumes muent & varient à leur appétit, dont grandz dommages & inconveniens adviennent à noz subjectz.) ».

- (51) Fihlol, « La rédaction », p. 65-66, p. 71 ; Grunberg, *Ecrire les coutumes*, p. 65-66 参照。地元の編纂会議に王の委任官 (commissaires (通常二名) が派遣されることとなった。

(52) 本王令においては、「高等法院」(Parlement)の語は de Paris とついでに限定されている。しかし、それが単

数形で記されていること、及び第一―第四条項で述べられている「高等法院」の組織からも、パリ高等法院が念頭におかれている。しかし、当時すでにアールーズとホルネーに高等法院が設立されており（拙稿「一五・一六世紀フランスにおけるくわいもの高等法院」『秋大史学』第五十六号、二〇一〇年、一―二二頁参照）、慣習法の承認手續も含めて、本王令と地方高等法院との関係は不明である。

- (23) *Ibid.*, t. 14, p. 313: * ... que les costumes, usages & stiles ... soyent rédigez & mis en escrit, accordez par les costumiers, praticiens & gens de chascun desdiz pays de nostre royaume, lesquelz costumes, usages & stiles ainsi accordez seront mis & escritz en livres, lesquelz seront apportez par-devers Nous, pour les faire veoir & visiter par les Gens de nostre Grand Conseil, ou de nostre Court de Parlement, & par Nous les décréter & confermer : & iegeront les Juges de nostredit royaume, ... selon iceux usages, costumes & stiles, ès pays dont ilz seront, sans en faire autre preuve que ce qui sera escript audit livre : ... prohibons & défendons à tous les Advocatz de nostredit royaume, qu'ilz n'allèguent ne proposent autres costumes, usages & stiles, que ceux qui seront escriptz, accordez & décrétez ... *.
- (24) 一五〇八年の改正アングルー慣習法を記した書物は、パリ

高等法院書記局に保管され、前半部に慣習法テキスト、後半部に議事録が収められた。原本は Archives nationales (AN), X^{1a} 9276 ; 刊本、ルージュ Ch. B. de Richebourg, *Nouveau coutumier général, ou Corps des coutumes générales et particulières de France et des provinces connues sous le nom des Caules* ... , 4 vols. t. 4, Paris, 1724, text : p. 529-585, procès-verbal : p. 585-595.

- (25) BB. I, t. 3, p. 155-156 の「書籍書状：王位アングルー國の慣習法と言及してアングルー國の買戻に關するレタニエ貴がとのちよな分け前を分配されるかを命じる」のタイトルに付す。以下、テキストを引用したものを参照。
- (26) Lecoy de la Marche, *Le roi René* ... , t. 1, p. 507-509.
- (27) Matz, « Le duc en son apanage », p. 59.
- (28) BB. I, t. 3, p. 156 : « Recues le XVI^e jour de decembre, l'an mil III^e LVII *.
- (29) Lecoy de la Marche, *Le roi René* ... , t. 2, 'itinéraire', p. 457-462.
- (30) Girardot, « René d'Anjou », p. 46 et autres.
- (31) 以下、断片を Favier, *Le roi René*, p. 487-493 参照。
- (32) 代行政の展開については Girardot, « René d'Anjou », p. 48 参照。
- (33) アングルー西方のシヤントヤが、ブルターニーに公に帰属した経緯については C. Port, *Dictionnaire historique, géographique et biographique de Maine-et-Loire*, 3 vols, Paris / Angers,

- 1874-1878 (rééd. Angers, 1974), t. I, p. 604.
- (65) BB 1, t. 3, p. 155 : * ... le Roy a fait faire assembler touz les advocaz en son pais de Touraine et par touz ses autres pais costumiers pour faire arrester et faire certaines en ung livre toutes les costumes de sesd. pais, lesquelles souventeffois se trouvent contraires, qui estoit ou grant dommaige et preiudice de ses subgetz, ... *.
- (66) *Ibid.*, t. 3, p. 155 : * ... nous avons advisé ainsi le faire en nostred. pays d'Anjou qui est comme savez pais costumier *.
- (69) *Ibid.*, t. 3, p. 155 : * ... que pareillement faictez assembler touz les advocaz de nostred. pais et les plus anciens et plus costumiers, et en presence d'eulx faire arrester toutes les costumes de nostred. pais, icelles faire certaines en ung livre pour oster toutes difficultez qui se pourroient trouver. *.
- (67) P. Jacquet, *Abregé du commentaire de la coutume de Touraine* ... , Auxerre, 1761, 2 vols, t. 1, p. 9.
- (68) ホキストムルノレ ORF, t. 15, p. 332-341 *用スル*。
- (69) *Ibid.*, t. 15, p. 338 : * ... et avant quelles ayent esté confirmées est nostredit seigneur et pere allé de vie à trespas, et par défaut de confirmation plusieurs sefforcèrent venir à l'encontre : nous, lesdites costumes et stils ainsi faits avons confirmez et confirmons par ces presentes, ... *.
- (70) やの機能一般をスタンプとして M. Le Mené, * La chambre des comptes d'Anjou et les libéralités princières *, dans Ph. Contamine et O. Mattéoni [s. la dir.], *La France des principautés. Les Chambres des comptes XIV^e et XV^e siècles*, Paris, 1996, p. 43-54 参照。
- (71) BB 1, t. 3, p. 156 : * ... Jehan Muret et Guillaume Rayneau ont porté par l'ordonnance de messrs de Chambre des comptes à Angiers à mons le juge d'Anjou M^e Jehan Breslay tenant les assises d'Angiers l'original de la cedulle cy dessus registrée pour donner expedition à l'article faisant mencion des costumes du pays d'Anjou ... * 加筆された日付は「一四五七年二月八日」となっているが、この年の復活祭は四月二日であり、本文では現行暦を記した。
- (72) アンジェでは、それぞれ四旬節の第三主日 (Oculi mei) 後の月曜日、洗礼者ヨハネの祝日 (六月二四日) 前の月曜日、Angevine の祝日 (九月初日後、最初の火曜日) 前の月曜日、聖ニコラの祝日 (二月六日) 前の月曜日から巡回が始まった。 Cf. BB 2, t. 2, p. 121.
- (73) 通常裁判官職はアンシエー・セネシヤルとごう官職から分化したが (Ibid., t. 2, p. 50-68 参照)、『セネシヤル』に関しては本節 (2) を参照。
- (74) BB 1, t. 3, p. 156 : * ... nous avons fait lire de mot à mot

- ou parquert de iceulx nos Grans Jours publiquement par divers jours par nostre amé et féal conseiller maistre Jehan Breslay licencié en lays, juge ordinaire de nostredit pais d'Anjou ... ».
- (75) 1109年の復活祭は四月二日なので、アンジューの巡回開始日である四旬節の第三主日後の月曜日は三月六日となる。
- (76) Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 1, p. 507-508 ; Matz, « Le duc en son apanage », p. 59.
- (77) AN, P 1334^f, f° 13 v° : « Commission pour resformer les coutumes du pays d'Anjou. »
- (78) それぞれル・クロ・ヌ・ラ・マルシエは「アンジュー慣習法の編纂に関するルネの勅令」(Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 2, p. 286-287) 、キタン・キブリエ「アンジュー慣習法の改正委員会案」(BB 1, t. 3, p. 156-158) のタイトルの下、本書状を刊行している。本稿では前者を用いた。
- (79) Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 2, p. 286 : « ... à noz très chier et féaulx conseillers et chambellan, les seneschal de nostre pays d'Anjou, gens de nostre Chambre des comptes estans à Angers, juge ordinaire de nostredit pais d'Anjou, maistre Hugues Péan, Lucas Lefèvre, Pierre Hocquedé, Jehan Depinée et Jehan Binel, ... salut et dilection. ».
- (80) 顧問会誌編年表 *Ibid.*, t. 2, p. 269-271 収録。
- (81) 主に火曜と木曜、アンジュー城内に置かれた会計院執務小屋の二番を開催された。 Cf. F. Comte, « Les lieux du pouvoir ducal à Angers au XV^e siècle », dans J.-M. Matz et N.-Y. Tonnerre [s. la dir.], *René d'Anjou (1409-1480) : Pouvoirs et gouvernement*, Actes du colloque international d'Angers (du 26 au 28 novembre 2009), Rennes, 2009, p. 163-194, spécialement, p. 164-166.
- (82) Bidet, « La famille de Beauvau », p. 472-473.
- (83) Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 2, p. 269 : « ... le sire de Précigny, nostre chambellan et grant maistre d'ostel, comme premier et principal de nostredit conseil, ... », フォリントフ＝オーギエヌトリエマンジュー征服以来、この代官職は数度の親王領設定のなかで名称を変えてきた。Matz, « Politique et géopolitique en Anjou au XIII^e siècle », p. 31-32.
- (84) 21^e 時代のヤベシヤルを知らず、Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 1, p. 501-502 参照。
- (85) AN, P 1334^f, f° 11 v° : « Comme puis nagues nous ayons pourveue à l'office de seneschal de notre pais de Provence de la personne de notre tres chier et feal conseiller et premier chambellan, le sire de Beauvau, lors seneschal de notre pais d'Anjou ... ».
- (86) Lecoy de la Marche, *Le roi René...*, t. 2, p. 269-270 : « ... seront

- (101) 前述の 1 (一) を参照。
- (102) Lecoy de la Marche, *Le roi René ...*, t. 2, p. 287 : * ... , et ce fait, icelles costumes rédigez et arrestez en un livre, et les nous envoie, pour icelles autoriser ou autrement ordonner, ainsi que verrons et cognoistrans estre à faire *.
- (103) 認可状を BB 1, t. 3, p. 165-167 百集状を ibid., p. 164-165 収録。
- (104) Ibid., t. 3, p. 158 : * ... puent valloir environ III^e l. de rente. Nous vous en advisons ... si vostre plaisir estoit, les donner pour la despence et deffroy des gens de Conseil qu'avez ordonné par voz lectres patentes besongner ou fait de la reformacion des costumes de cestuy vostre pais d'Anjou qui est tant profitable et necessaire pour le bien des vassaux et subgiz de vostre pais que plus pourait ... *.
- (105) E・ペロフや A・ルゲの「諸侯国家」論がこの点を重視していることについては、拙著『百年戦争期フランス国制史研究』、八〇―一〇頁。
- (106) 他の諸侯国に関しては、一五世紀中葉に試みられたブルゴーニュ公領の慣習法編纂においても委員会が設置され、三身分から一名ずつ計三名、公の委任官三名の計六名が中心となっていたのを担った。 Cf. J. Billoud, *États de Bourgogne aux XV^e et XV^e siècle*, Dijon, 1922, p. 320-321.
- (107) 特に一四七五年、王に与るアンジュー征服とアンジュー市政

設立にいたる状況については、 Girardot, * René d'Anjou * , p. 36-38 参照。